



金 沢 市 公 報

第 3 0 1 1 号

令和2年(2020年)7月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を撤去し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○国土調査法の規定に基づく地籍調査の実施について (農業基盤整備課)	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	2
○児童福祉法の規定による事業者の指定について(2件) (障害福祉課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (")	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (")	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (")	4

○平成3年告示第40号(金沢市駅前広場の区域 について)の一部改正について(道路管理課)	4
○道路の供用の廃止について(")	6
○市道の区域の変更について(")	6
○道路の供用の開始について(")	6
○専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (")	7
● 公 告	
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について(経営企画課)	7
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について(")	8
○令和2年公営企業告示第10号(水道料金、ガス 料金、ガス警報器リース料及び下水道使用 料の収納事務の委託について)の変更につ いて(お客さまサービス課)	8

告 示

●金沢市告示第229号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 1台
田上の里1丁目地内	自 転 車 1台
窪6丁目地内	自 転 車 1台
駅西本町2丁目地内	自 転 車 1台
八日市3丁目地内	自 転 車 1台
高島1丁目地内	自 転 車 1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和2年6月1日から同月30日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和2年7月13日から令和3年1月12日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第230号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 事業計画が定められた年月日

令和2年6月26日

2 調査を実施する者の名称

金沢市

3 調査地域

名称 夕日寺Ⅰ地区（その2）及び（その3）、夕日寺Ⅲ地区（その1）及び（その2）並びに過年度実施地区（数値情報化）

範囲 東長江町の一部、山王町2丁目及び過年度実施地区

4 調査期間

令和2年7月13日から令和3年3月31日まで

●金沢市告示第231号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
千木町会	代表者の氏名及び住所	行上 康司 金沢市千木町ヲ38番地	北 純一 金沢市千木町ヲ75番地	平成31年4月14日
割出町会	代表者の氏名及び住所	酒井 敏次 金沢市割出町533番地5	杉本 直 金沢市割出町254番地1	令和2年4月1日
西金沢一丁目町会	主たる事務所の所在地	金沢市西金沢1丁目65番地12	金沢市西金沢1丁目145番地13	令和2年4月1日
	代表者の氏名及び住所	北村 優一 金沢市西金沢1丁目65番地12	西川 淳 金沢市西金沢1丁目145番地13	
鈴見台第二町会	代表者の氏名及び住所	加瀬 亮 金沢市鈴見台2丁目17番14号	山崎 充浩 金沢市鈴見台2丁目27番3号	令和2年4月1日
大野町3丁目町会	代表者の氏名及び住所	新保 健司 金沢市大野町3丁目41番地	松山 義弘 金沢市大野町3丁目27番地2	令和2年4月1日
金石横町町会	代表者の氏名及び住所	炭 貴之 金沢市金石西2丁目15番21号	麦井 秀志 金沢市金石西2丁目14番14号	令和2年4月5日

●金沢市告示第232号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102954	親子DE発達凸凹86	金沢市高尾台1丁目54番地	株式会社MOYU	金沢市高尾台1丁目35番地2	児童発達支援 放課後等デイサービス	重症心身障害児以外	令和2年7月1日
1750102970	児童発達支援・放課後等デイサービスあおぞら館	金沢市松寺町カ140番地1	株式会社ブルースカイ	金沢市大友1丁目63番地	児童発達支援 放課後等デイサービス	重症心身障害児以外	令和2年7月1日

●金沢市告示第233号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指 定年月日
1770102901	マーメイド相談支援事業所	金沢市入江2丁目153番地1	株式会社マーメイド	金沢市入江2丁目153番地1	特定なし	令和2年7月1日

●金沢市告示第234号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710105337	にじいろケアプラス	金沢市近岡町388番地1	合同会社レインボーハート	金沢市粟崎町ニ6番地30	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和2年6月1日
1710105345	居宅介護インカローズ	金沢市駅西新町1丁目39番14号リブローゼ101号	合同会社インカローズマリ	金沢市駅西新町1丁目39番14号リブローゼ101号	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和2年6月1日
1720105301	グループホーム トモニ	金沢市高畠1丁目310番地1	株式会社インテグラルウェルフェア	金沢市二口町ハ15番地8	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	令和2年6月1日

●金沢市告示第235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710104181	Smile金沢	金沢市額谷3丁目49番地	オリジナルサポート株式会社	金沢市額谷3丁目49番地	就労継続支援A型	特定なし	令和2年4月30日
1710104173	らいむケア	金沢市古府2丁目248番地	来夢株式会社	金沢市古府2丁目248番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和2年4月30日
1710104587	パトリ	金沢市保古1丁目36番地	パトリ合同会社	金沢市保古1丁目36番地	就労移行支援 自立訓練(生活訓練)	知的障害者 精神障害者	令和2年5月31日

●金沢市告示第236号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1730105192	マーメイド相談支援事業所	金沢市入江2丁目153番地1	株式会社マーメイド	金沢市入江2丁目153番地1	計画相談支援	特定なし	令和2年7月1日

●金沢市告示第237号

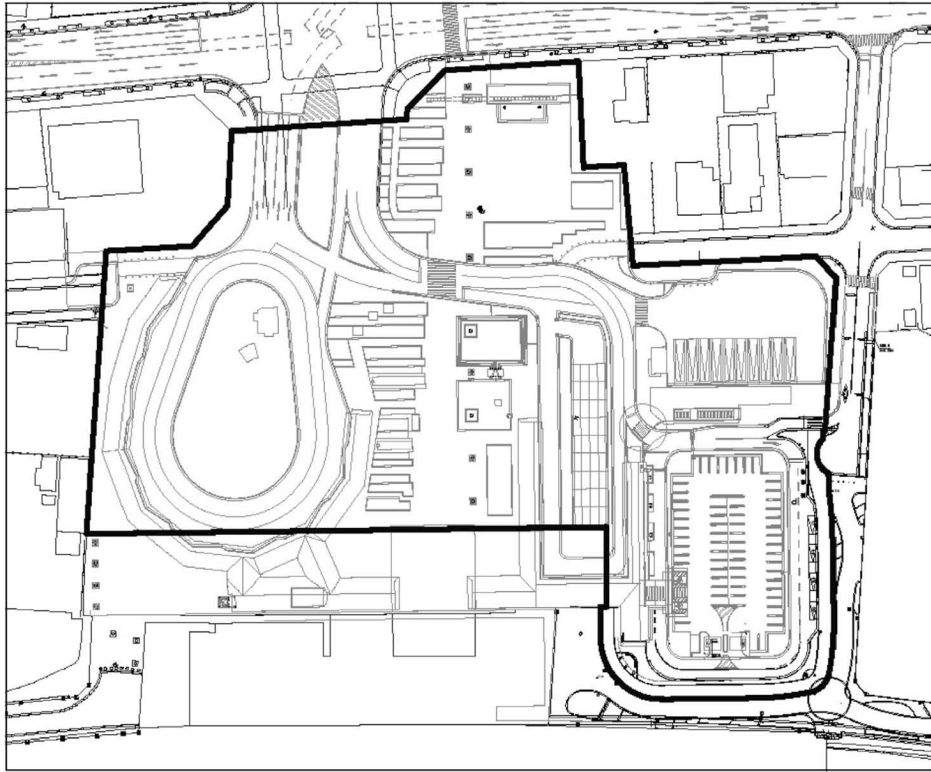
平成3年告示第40号（金沢市駅前広場の区域について）の一部を次のように改正する。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

金沢駅西広場地上部の図及び金沢駅西広場地下部の図を次のように改める。

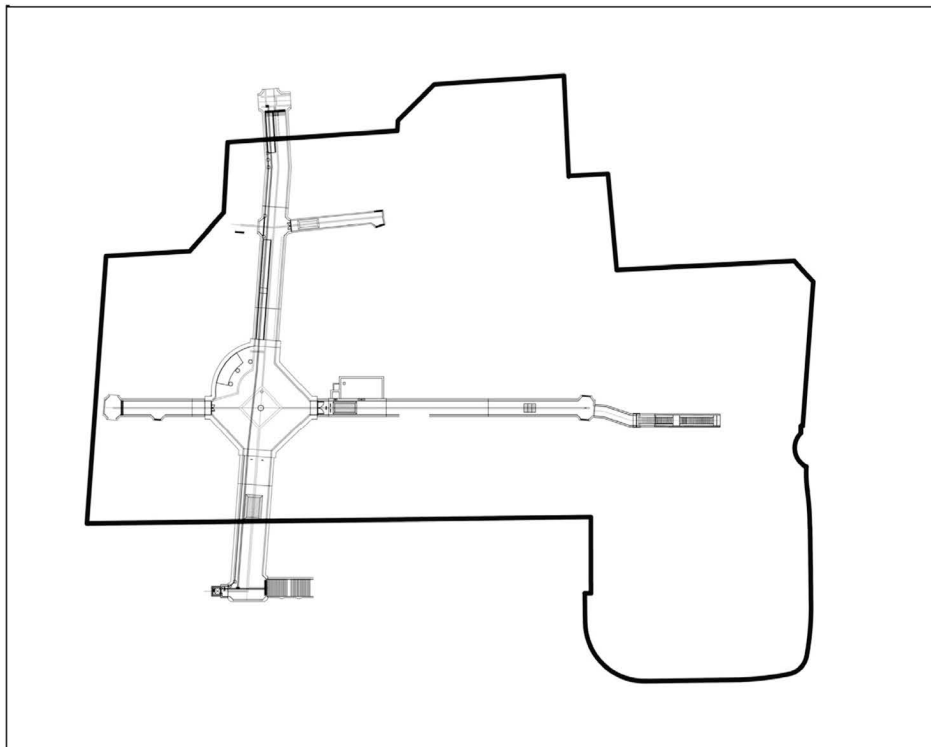
金 沢 駅 西 広 場
地 上 部



凡例

— 線で囲まれた区域

金 沢 駅 西 広 場
地 下 部



凡例

— 線で囲まれた区域

●金沢市告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を廃止します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用廃止日
広 岡 1 丁 目 線 11号	広 岡 1 丁 目 44番 先から	令和2年7月13日
	広 岡 1 丁 目 705番 先まで	
広 岡 1 丁 目 線 13号	広 岡 1 丁 目 501番 先から	令和2年7月13日
	広 岡 1 丁 目 501番 先まで	

●金沢市告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員(m)	延長(m)
一 般 市 道	広 岡 1 丁 目 線 11号	広 岡 1 丁 目 44番 先から	旧	11.0~21.8	180.5
		広 岡 1 丁 目 705番 先まで	新	6.4~22.5	180.5
一 般 市 道	広 岡 1 丁 目 線 13号	広 岡 1 丁 目 501番 先から	旧	12.1~19.0	60.6
		広 岡 1 丁 目 501番 先まで	新	6.4~14.4	60.6
一 般 市 道	広 岡 1 丁 目 線 13号	広 岡 1 丁 目 502番 1先から	旧	12.1	12.6
		広 岡 1 丁 目 501番 先まで	新	10.8~14.6	12.6
一 般 市 道	戸 板 7号 示 野 町 線 13号	示 野 町 イ 22番 8先から	旧	2.7~3.2	20.1
		示 野 町 イ 22番 10先まで	新	5.0	20.1
一 般 市 道	戸 板 7号 示 野 町 線 20号	示 野 町 イ 22番 1先から	旧	4.3~4.9	44.3
		示 野 町 イ 22番 10先まで	新	5.0~6.0	44.3

●金沢市告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
広 岡 1 丁 目 線 11号	広 岡 1 丁 目 44番 先から	令和2年7月13日
	広 岡 1 丁 目 705番 先まで	
広 岡 1 丁 目 線 13号	広 岡 1 丁 目 501番 先から	令和2年7月13日
	広 岡 1 丁 目 501番 先まで	
広 岡 1 丁 目 線 13号	広 岡 1 丁 目 502番 1先から	令和2年7月13日
	広 岡 1 丁 目 501番 先まで	

戸 板 7号	示 野 町 イ	22番 8先から	令和2年7月13日
示 野 町 線 13号	示 野 町 イ	22番 10先まで	
戸 板 7号	示 野 町 イ	22番 1先から	令和2年7月13日
示 野 町 線 20号	示 野 町 イ	22番 10先まで	

●金沢市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 指定する道路の路線名
広岡1丁目線11号の一部
広岡1丁目線13号の一部
- 指定する期日
令和2年7月13日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年7月13日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市南森本町口76番1、77番1及び78番1	金沢市南森本町又139番地 社会福祉法人 見真福祉会 理事長 藤原 徳英

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第21号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年7月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 令和2年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等
 - 1トン当たり液化天然ガス平均価格 52,840円
 - 1トン当たり液化プロパン平均価格 39,070円
 - 1トン当たり平均原料価格 52,030円
- 原料価格変動額 37,500円
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 52,030円（1トン当たり平均原料価格）＝ 37,500円（100円未満切捨て）
- 1立方メートル当たり調整単位数料金の額
算式 基準単位数料金の額－37,500円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円
この結果、令和2年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から30.75円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第22号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年7月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和2年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 39,070円
- 2 原料価格変動額 47,200円
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 39,070円（1トン当たり平均原料価格）＝ 47,200円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－47,200円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円
この結果、令和2年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から96.29円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第23号

令和2年公営企業告示第10号（水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和2年7月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称及び代表者の氏名	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中部支店 支店長 在原 祐機	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 北陸支店 CS担当部長 滝澤 博幸	令和2年7月1日
事務所の所在地	愛知県名古屋市東区葵3丁目15番31号	富山県富山市花園町3丁目2番15号	

◎正 誤

○令和2年3月25日付け金沢市公報号外第4号の2

頁	箇所	誤	正
14	上から3行目	加え	加え、「若しくは」を削り

令和2年(2020年)7月13日 印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)7月13日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄